

京都市告示第 101 号

京都市歴史資料館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市歴史資料館を臨時に休館します。

平成21年5月12日

京都市長 門川大作

臨時に休館する日 平成21年5月19日（火）、20日（水）及び21日（木）

（歴史資料館）